

メイプルライナーの運賃の割引が一部変わります

宮島地域内乗合タクシー「メイプルライナー」の利用券による運賃の割引について、「小児運賃の割引額の変更」と「障がい者運賃の割引の新設」を行います。

【変更の内容】

1 割引額

種別	区分	現行	変更後 (令和7年4月～)
通常運賃	大人(中学生以上)	300円	
	小児(小学生)	150円	
割引後の運賃 (宮島地域住民利 用券利用者)	大人(中学生以上)	150円	150円
	小児(小学生)	100円	80円
	障がい者及 び介護者	大人	80円
		小児	40円

2 利用の仕方

利用券とともに、割引後の運賃をお支払いください。

また、障がい者の方については、利用券と割引後の運賃に加え、身体者障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示が必要となります。

3 開始時期

令和7年4月1日(火)

※令和7年度の利用券を新たに交付されたい方は、宮島支所地域づくり係にお越しください。

問合せ先

■運賃の割引制度(利用券)に関すること

廿日市市交通政策課

TEL (0829) 30-9178

■メイプルライナーの運行に関すること

株式会社宮島カープタクシー

TEL (0829) 55-1112